

第 2 章 計画策定の背景

第 1 節 ごみ処理行政の動向

1. 関係法令等の動向

近年では、地球環境問題、資源循環型社会の形成等へ対応するため、さまざまな法律が制定及び改正されています。循環型社会形成推進のための法体系を図 2-1-1 に示します。

循環型社会形成推進基本法では、循環型社会を形成していくためにまず廃棄物の発生を抑制し（リデュース）^{†4}、発生した廃棄物については再使用（リユース）^{†5}、再生利用（リサイクル）^{†6}、熱回収（サーマルリカバリー）^{*}の優先順位に従って処理することが基本的に求められています。

近年では、令和元年 10 月には食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等やフードバンク^{†7}活動の支援等が基本的施策としてうたわれています。

さらに、令和 4 年 4 月にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、プラスチックの 3R の推進や再生利用・バイオマス^{†8}プラスチックの推進などがうたわれています。

^{*} 循環型社会形成推進基本法では、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を、①ごみの発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）、④熱回収（サーマルリカバリー）、⑤適正処分 としています。このうち個々の市民生活や事業活動と直接関連する、①Reduce（発生抑制）、②Reuse.（再使用）、③Recycle（再生利用）の頭文字をとって 3R と称し、市民・事業者・行政の三者が協力して、廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方としています。3R を推進してもなお処理しなくてはならない廃棄物は、中間処理施設において、燃えるごみは焼却によって発生する熱を有効に利活用し（④熱回収：サーマルリカバリー）、燃えないごみからは金属類の資源物を回収した後、適正に処分します（⑤適正処分）。

2. 廃棄物減量化目標の動向

国では、廃棄物処理法第5条の2第1項に基づいて定めた「廃棄物処理法の基本方針」の中で一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化の目標を定めているほか、循環型社会形成推進基本法第15条第1項に基づいて定めた「第五次循環型社会形成推進基本計画」の中で減量化の目標となるべき数値を示しています。また、埼玉県では、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づいて定めた「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）」の中で一般廃棄物及び産業廃棄物の減量化の目標を定めています。

本計画では、これらの目標を踏まえて本圏域の減量目標等を定めます。

(1) 廃棄物処理法の基本方針

廃棄物処理法の基本方針で定める一般廃棄物の減量化の当初目標は表2-1-1のとおりです。

表2-1-1 廃棄物処理法の基本方針で定める目標

当初

(平成17年5月26日環境省告示第43号)

項目	目標
総ごみ発生量	平成22年度において平成9年度比 約5%削減
再生利用率	平成22年度において総ごみ発生量の 約24%に増加
最終処分量	平成22年度において平成9年度の 概ね2分の1

最新

変更(令和7年2月)

項目	目標
排出量	令和12年度において令和4年度比 約9%削減
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	令和12年度において 約478gに削減
出口側循環利用率	令和12年度において総ごみ発生量の 約26%に増加
一人一日当たりのごみ焼却量	令和12年度において 約580gに削減
最終処分量	令和12年度において令和4年度比 約5%削減

(2) 循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）

第五次循環型社会形成推進基本計画で定める資源化、減量化の目標のうち、自治体のごみ処理事業において目標にすることができる数値は以下のとおりです。

表2-1-2 循環型社会形成推進基本計画で定める目標

指 標	目 標
1人1日当たりごみ焼却量	令和12年度において約580g
出口側の循環利用率※	令和12年度において約44%

※出口側の循環利用率＝循環利用量/廃棄物等発生量
廃棄物等の発生量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す指標。

(3) 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（令和3年3月策定）

第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）資源化、減量化の目標のうち、一般廃棄物における目標は以下のとおりです。

表2-1-3 埼玉県廃棄物処理基本計画で定める目標

指 標	目 標
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	令和7年度において440g/人・日
事業系ごみ排出量	令和7年度において451千t
1人1日あたりの最終処分量	令和7年度において28g/人・日
再生利用率	令和7年度において33.6%

第2節 将来構想

本計画の上位計画となる循環型社会形成推進基本計画、埼玉県廃棄物処理基本計画及び構成市町の将来のまちづくりに対する目標、廃棄物処理法の基本方針等を踏まえて、本計画の基本方針等を策定します。

1. 国及び埼玉県の計画

(1) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるもので、5年ごとに作成しています。

令和6年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を前面に打ち出しており、「循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」をはじめとする5つの柱（重点分野）について方向性や将来像、国の取り組みなどを掲げています。

(2) 埼玉県廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき、持続可能な循環型社会の形成に向けた施策の総合的、計画的な推進を図るため、埼玉県は「埼玉県廃棄物処理基本計画」を5年ごとに作成しています。

令和3年3月に策定された「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」では、将来像として「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現を掲げ、「廃棄物をリサイクルし、資源の循環的利用を推進する」をはじめとする4つの基本方針を掲げています。

表 2-2-1 埼玉県廃棄物処理基本計画

第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）		
（令和3年度～令和7年度）		
基本 構 想	将来像	県、市町村、県民及び事業者などの全てのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現
	基本方針	<p>第1 廃棄物をリサイクルし、資源の循環的利用を推進する。</p> <p>第2 廃棄物を適正処理し、環境への負荷を低減する。</p> <p>第3 災害発生時において、災害廃棄物^{†9}の円滑かつ迅速な処理を確保する体制及び廃棄物処理施設を中心とした施設のレジリエンス^{†10}を高める。</p> <p>第4 将来直面する少子高齢化や人口減少においても持続可能な廃棄物の適正処理体制を維持する。</p>
施 策	<p>【重要課題】</p> <p>I 食品ロスの削減</p> <p>II プラスチック資源の循環的利用の推進</p> <p>III 廃棄物の持つエネルギーの有効活用</p> <p>【施策体系】</p> <p>I 3Rの推進</p> <p>1. リデュース・リユースの推進</p> <p>2. 廃棄物の再生利用の推進</p> <p>3. 廃棄物エネルギー等の有効活用</p> <p>4. 県による率先行動</p> <p>II 廃棄物の適正処理の推進</p> <p>1. 廃棄物の排出事業者及び処理業者への指導</p> <p>2. 不法投棄防止対策等の徹底</p> <p>3. 有害廃棄物等の適正処理</p> <p>4. 安全・安心な最終処分場の運営・研究</p> <p>III 災害発生時等のレジリエンス強化</p> <p>1. 災害廃棄物の処理等への体制強化</p> <p>2. 施設の活用と処理能力の確保</p> <p>IV 持続可能な廃棄物処理の推進</p> <p>1. 市町村の取組による推進</p> <p>2. 事業者の取組による推進</p>	

2. 構成市町の総合振興計画

構成市町の総合振興計画に示されているまちづくりに関する将来の都市像、基本目標、ごみ処理に関する基本方針などは以下のとおりです。これらを踏まえ、組合としての基本計画を策定します。

表 2-2-2 秩父市総合振興計画

第2次秩父市総合振興計画 後期基本計画		(令和3年度～令和7年度)
基本構想	将来都市像	豊かなまち、環境文化都市ちちぶ
	基本方針	①産業経済分野（就労対策の推進、商工業の振興、観光産業の振興、農林水産業の振興） ②医療・福祉・保健分野（地域医療の充実、福祉の充実、保健サービスの充実） ③子育て・教育分野（子育ての充実、学校教育の充実、生涯教育の充実） ④環境分野（自然環境との共存、生活環境の整備） ⑤社会基盤分野（安心安全なまちづくり、生活基盤の整備、地域基盤の整備）
基本計画（ごみ関連）	2. 生活環境の整備 (1) ごみ対策の推進 【施策の方向性】 ○秩父広域市町村圏組合とも連携し、ごみの分別とリサイクルに引き続き取り組みます。 ○有価物回収事業について、資源ごみ相場の推移を注視しながら、持続可能な事業枠組の検討に取り組みます。 ○監視パトロールの強化など、不法投棄対策に引き続き取り組みます。	

表 2-2-3 横瀬町総合振興計画

第 6 次横瀬町総合振興計画（後期基本計画）		(令和 6 年度～令和 9 年度)
基本構想	将来ビジョン	日本一住みよい町、日本一誇れる町
	基本目標	色彩豊かな美しい町。多様な幸せがある町。 四季折々の美しい色彩豊かな景観があって、そこに温かい人の輪がたくさんある。その一人ひとりはいろいろな人がいて、みな自分らしく幸せに生きている。
基本計画（ごみ関連）	<p>⑥の柱 景観環境づくり</p> <p>自然を大切に、身近に自然を感じることができて暮らしやすい住環境が整った、自然と共存する暮らしをはぐくみます。また、空き家や遊休農地を有効活用し、持続可能な生活環境を整えます。</p> <p>【取り組む主な施策】</p> <p>省エネ・脱炭素住宅の建設や、リフォームなどによる省エネルギー、省資源対策を推進します。また、ちちぶ圏域共通の課題となっているごみの不法投棄防止の対応や、廃棄物からの資源再利用・再資源化促進などのごみ 4R のための啓発活動を推進します。</p>	

※4R とは Reduce（ごみの発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）、Refuse（断る）の頭文字の 4 つの R を指す。

表 2-2-4 皆野町総合振興計画

第 5 次皆野町総合振興計画（後期基本計画）		
（令和 4 年度～令和 8 年度）		
基本構想	都市像	住んでみたいまち、住み続けたいまち、ときめきの皆野
	基本理念	<p>「ひと」 楽しく子育て、元気で長生き、 子どもからお年寄りまで、みんな笑顔のまちづくり</p> <p>「暮らし」 産業の振興と、快適な環境のなかで、 毎日、安全・安心な生活がおくれるまちづくり</p> <p>「文化」 伝統文化と、地域コミュニティを大切に、 学力向上と、生涯学べるまちづくり</p>
	主要目標	<p>I 楽しく子育てと元気で長生きができるまち</p> <p>II 豊かな心と多彩な文化を育むまち</p> <p>III 豊かな自然と産業が息づくまち</p> <p>IV 安全で快適な生活が実感できるまち</p> <p>V 笑顔が行き交う共助と自立のまち</p>
基本計画（ごみ関連）	<p>1. 美しいまちづくり</p> <p>【基本方針】 緑豊かな自然環境を保持するとともに、国際的に問題となっている地球温暖化対策に取り組み、いつまでもきれいな皆野町を持続させます。</p> <p>【主な取組】</p> <p>③ ごみの減量化・再資源化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民・団体への支援 ○ プラスチックごみの再資源化を、企業と連携し実施 ○ 関連する法令に基づき、住民・事業者への周知を徹底 ○ バイオ燃料などの製造・活用の推進 	

表 2-2-5 長瀬町総合振興計画

第 5 次長瀬町総合振興計画後期基本計画		(令和 4 年度～令和 8 年度)
基本構想	基本理念	<p>はつらつ長瀬</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆いつまでも暮らしたいまち ◆いつまでも活力のあるまち ◆いつまでも輝き続けるまち
	施策の大綱	<ol style="list-style-type: none"> 1 誰もがいつまでも暮らし続けられるまち 2 活力を生み出すまち 3 安心して快適に生活できるまち 4 一人ひとりが生きがいを持って活躍できるまち 5 町民と行政との協働によってつくるまち
基本計画 (ごみ関連)	<p>3-4 自然に優しい環境づくり</p> <p>【基本方針】</p> <p>自然環境を保全するため、脱炭素化に向けた地域づくりや公害防止対策を進めるとともに、ごみの減量化等により循環型社会を目指します。</p> <p>【施策の展開】</p> <p>○循環型社会の創造</p> <p>①ごみ処理体制の充実（町民課）</p> <p>ごみの処理を適正に行うため、秩父広域市町村圏組合によるごみの収集及び処理施設の維持管理に努めます。</p> <p>②ごみの減量化の推進（町民課）</p> <p>ごみの減量化を進めるため、ごみの分別についての周知を図るとともに、3R 活動（「リデュース：減らす」「リユース：繰り返し使う」「リサイクル：再資源化する」）の啓発に努めます。</p> <p>また、有価物を回収する団体等への報償金の交付を進めます。</p>	

表 2-2-6 小鹿野町総合振興計画

第2次小鹿野町総合振興計画（後期基本計画）		(令和6年度～令和10年度)
基本構想	将来都市像	文化の香り高く将来に躍動するまち
	基本目標	1 人口減少にまけない小さくても輝き続けるまち 2 本町の自然や特性を活かした地域経済の創生 3 かがやく未来へ おがの人づくり 4 すべての世代に配慮された社会保障の充実 5 快適で安心して暮らせる環境の整備
基本計画（ごみ関連）	5-3 生活環境の充実 【施策の内容】 (2) 環境保全 ① 適切なごみ処理の推進 ○ 資源ごみの分別収集やリデュース・リユース・リサイクル（3R）の推進など、引き続きごみ排出量の減量化の啓発活動に努め、リサイクル率の向上を図ります。	

第3節 本圏域の概要

1. 構成市町の概要

本圏域は埼玉県の西部に位置し、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町の1市4町で構成されています。なお、秩父市は平成17年4月1日に吉田町、大滝村、荒川村と合併、小鹿野町は平成17年10月1日に両神村と合併し現在の秩父市、小鹿野町の枠組みになっています。

本圏域の面積は埼玉県の約4分の1を占めています。都心まで約60～80km圏に位置しており、群馬県、長野県、山梨県、東京都に隣接しています。

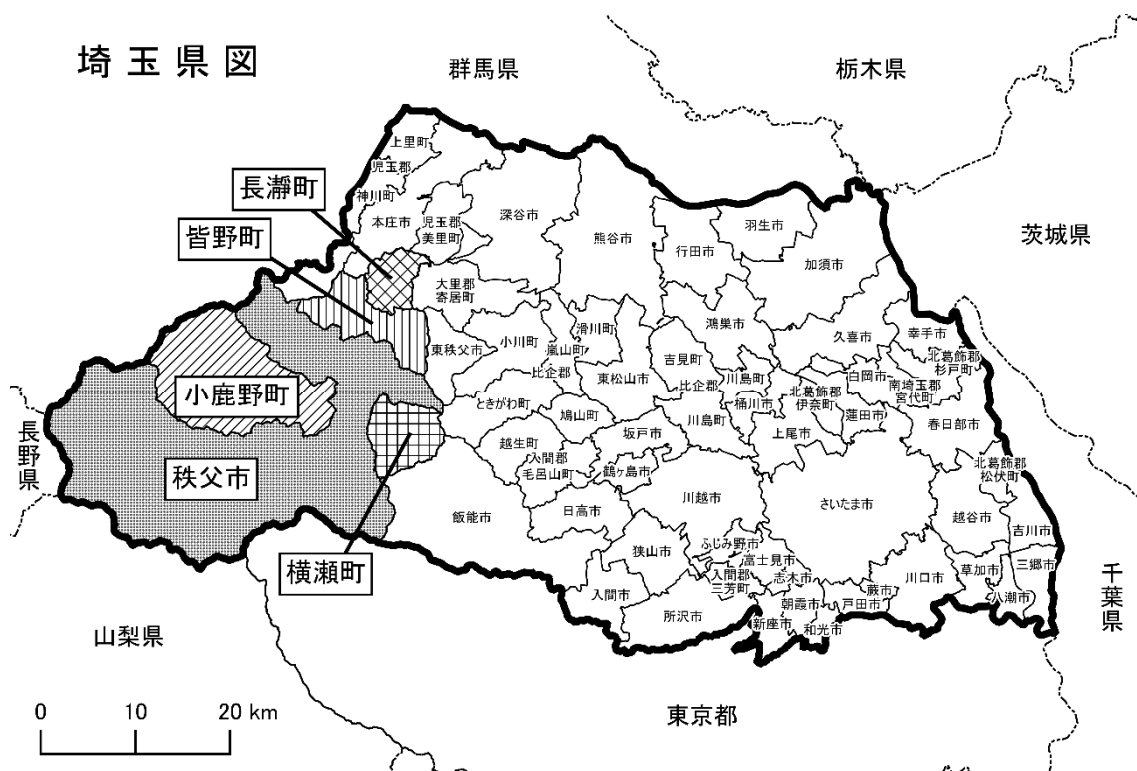


図2-3-1 本圏域の位置

2. 自然環境

(1) 気象

本圏域は、太平洋側内陸性気候に属しおおむね温暖ですが、盆地であるため寒暖の差が大きい地域です。

降水量は冬季に少なく、夏季に多いという太平洋側気候の特徴を示しています。

(2) 地勢

圏域面積の85%を山林が占め、高低さまざまな山岳、丘陵地帯と、これに囲まれた盆地地帯からなっています。秩父多摩甲斐国立公園及び県立自然公園などの美しい山並みに囲まれ、特に秩父夜祭、岩畳の名勝地「長瀨」などの観光地をおおく擁しています。また、室町時代に作られた秩父札所34ヶ所は、西国、坂東、秩父をあわせた日本百番観音として有名です。

標高分布(m)

~400

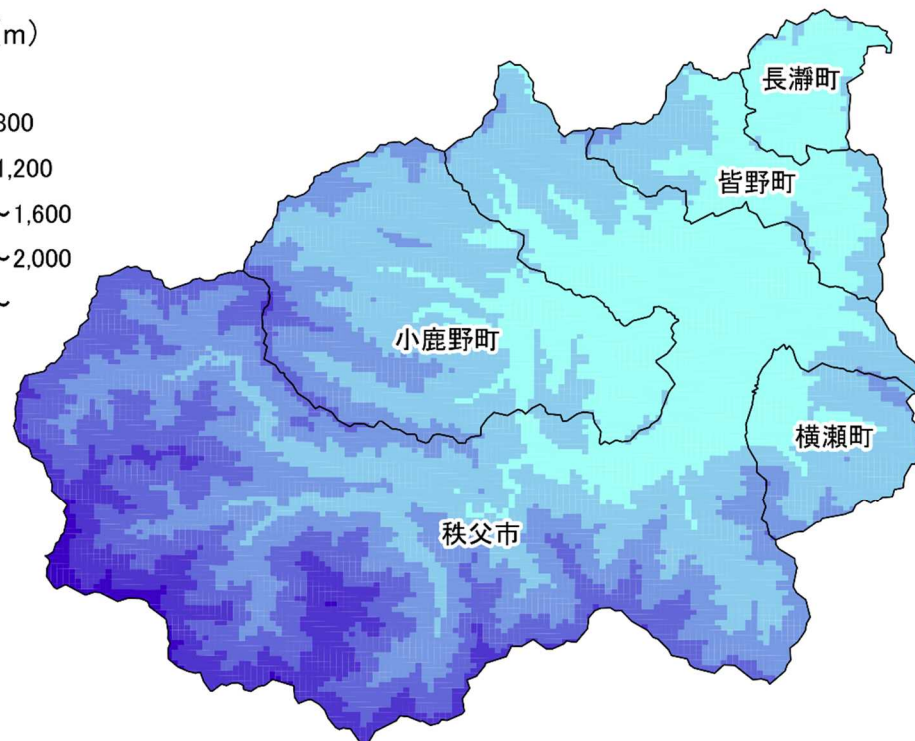
400~800

800~1,200

1,200~1,600

1,600~2,000

2,000~



資料：国土地理院「標高傾斜度5次メッシュ」

図2-3-2 本圏域の平均標高分布(250mメッシュ)

3. 社会環境

(1) 人口・世帯数

① 人口

本圏域の人口推移を表2-3-1、図2-3-3に示します。各構成市町とも減少傾向にあります。

表2-3-1 人口の推移

単位：人

年度	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	平成 31	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
秩父市	64,989	64,168	63,365	62,513	61,667	60,829	59,879	58,892	57,806	56,848
横瀬町	8,598	8,462	8,383	8,272	8,167	8,051	7,937	7,816	7,680	7,531
皆野町	10,184	10,048	9,855	9,755	9,590	9,455	9,319	9,163	9,021	8,796
長瀬町	7,456	7,355	7,206	7,066	6,979	6,823	6,722	6,609	6,453	6,327
小鹿野町	12,371	12,119	11,899	11,599	11,351	11,077	10,770	10,482	10,207	9,951
圏域合計	103,598	102,152	100,708	99,205	97,754	96,235	94,627	92,962	91,167	89,453

資料：構成市町提供資料

※年度末住民基本台帳人口

各年度3月31日現在

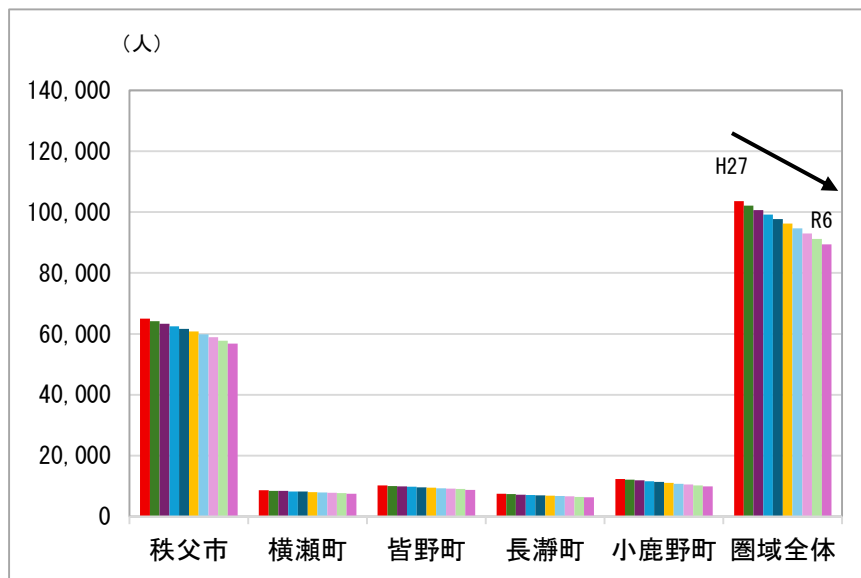
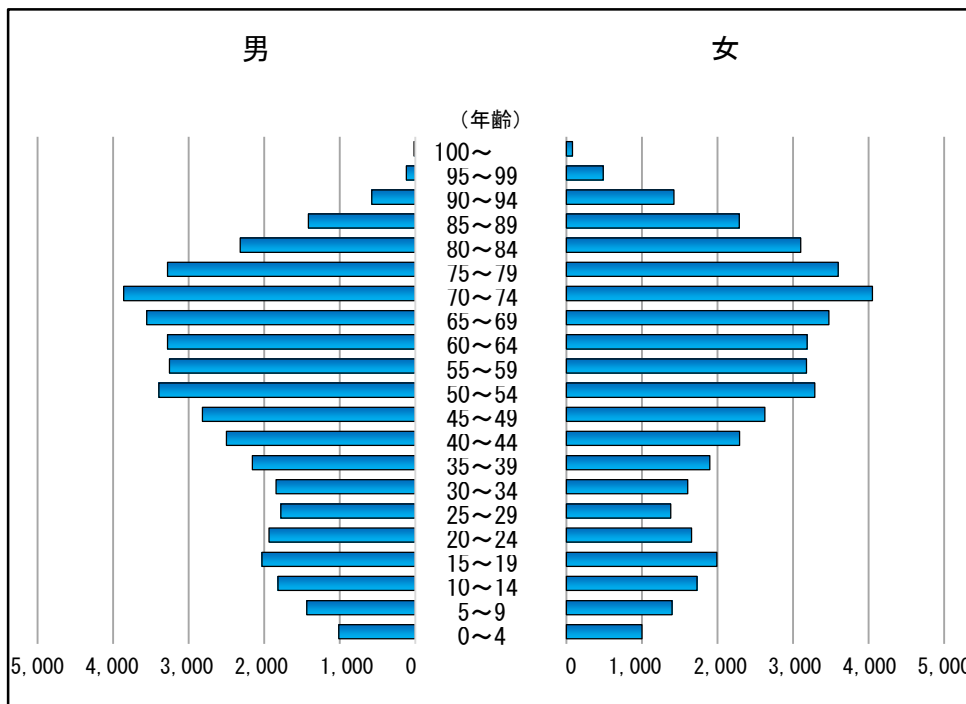


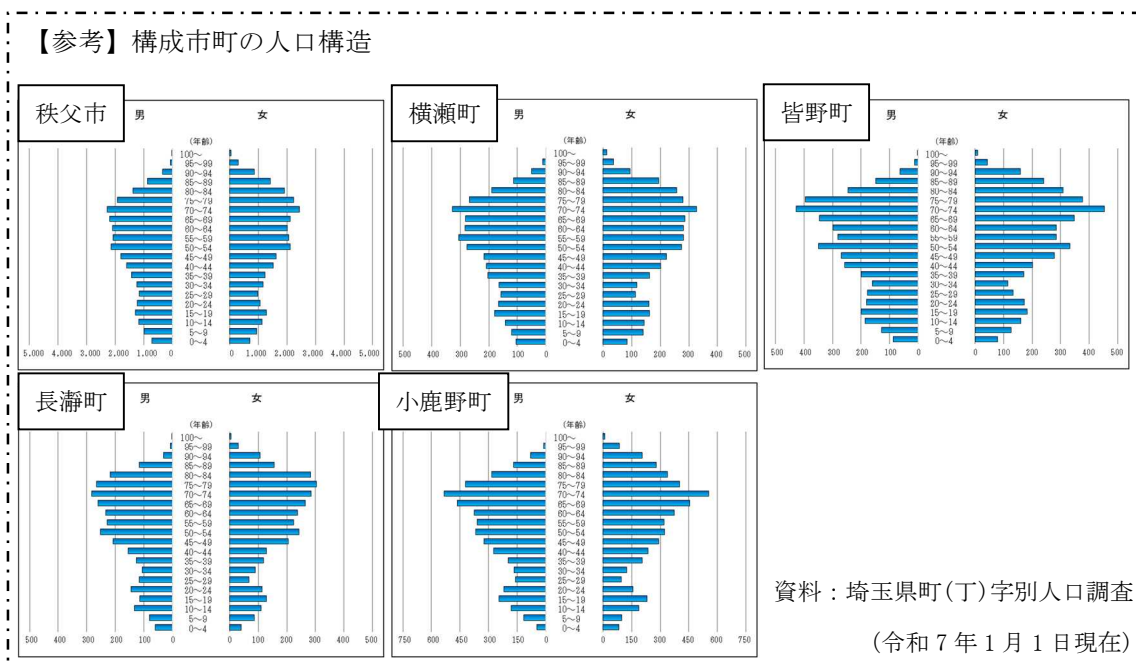
図2-3-3 人口の推移 (平成27年度～令和6年度)

また、年齢別・性別の人口ピラミッドを図2-3-4に示します。組合全体では、この時点で65歳以上人口が全体の37%を占めています。65歳以上の人口比率の増加は当面避けられない状況にあります。



資料：埼玉県町(丁)字別人口調査（令和7年1月1日現在）

図2-3-4 年齢別・性別の人口構造（圏域全体）



② 世帯数

本圏域の世帯数の推移を表2-3-2、図2-3-5に示します。各構成市町ともほぼ横ばいから減少傾向にあります。

表2-3-2 世帯数の推移

単位：世帯

年度	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
秩父市	26,381	26,343	26,363	26,386	26,388	26,416	26,373	26,253	26,117	26,017
横瀬町	3,343	3,332	3,340	3,340	3,338	3,343	3,354	3,344	3,337	3,305
皆野町	3,966	3,982	3,961	3,988	3,995	3,994	3,989	3,994	3,979	3,953
長瀬町	2,900	2,932	2,903	2,907	2,922	2,900	2,891	2,886	2,879	2,865
小鹿野町	4,830	4,777	4,759	4,698	4,674	4,636	4,571	4,535	4,505	4,461
圏域合計	41,420	41,366	41,326	41,319	41,317	41,289	41,178	41,012	40,817	40,601

資料：構成市町提供資料

※各年度3月31日現在

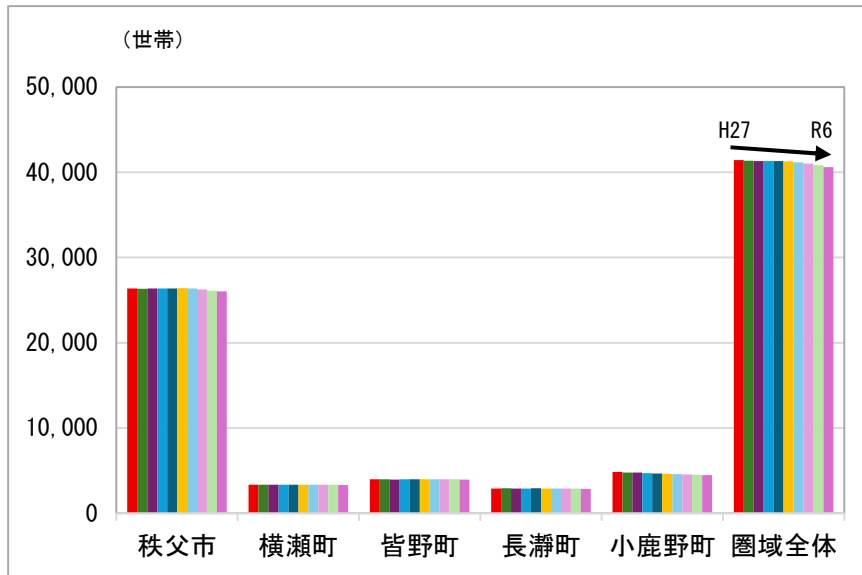


図2-3-5 世帯数の推移（平成27年度～令和6年度）

(2) 土地利用

本圏域における土地利用の状況を表2-3-3に示します。

圏域全体では山林が約38.0%を占めており、宅地や田畑は10%未満です。各構成市町では、田、畑、宅地の土地利用面積を合わせると約5~16%を占めています。

表2-3-3 地目別土地利用

単位：ha、()内は%

市町	行政面積	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
秩父市	57,783 (100.0)	214 (0.4)	1,582 (2.7)	1,333 (2.3)	225 (0.4)	20,943 (36.2)	-	340 (0.6)	742 (1.3)	32,404 (56.1)
横瀬町	4,936 (100.0)	35 (0.7)	169 (3.4)	191 (3.9)	0 (0.0)	2,861 (58.0)	-	482 (9.8)	78 (1.6)	1,119 (22.7)
皆野町	6,374 (100.0)	47 (0.7)	558 (8.8)	237 (3.7)	0 (0.0)	3,374 (52.9)	23 (0.4)	384 (6.0)	188 (2.9)	1,563 (24.5)
長瀨町	3,043 (100.0)	24 (0.8)	276 (9.1)	196 (6.5)	0 (0.0)	1,388 (45.6)	-	146 (4.8)	139 (4.6)	873 (28.7)
小鹿野町	17,126 (100.0)	72 (0.4)	1,161 (6.8)	342 (2.0)	1 (0.0)	5,375 (31.4)	-	381 (2.2)	163 (1.0)	9,631 (56.2)
圏域合計	89,262 (100.0)	393 (0.4)	3,746 (4.2)	2,300 (2.6)	226 (0.3)	33,940 (38.0)	-	1,734 (1.9)	1,310 (1.5)	45,590 (51.1)

資料：県市町村課（令和6年1月1日現在）

※地目別内訳は少数点以下を四捨五入しているため、合計が行政面積に合致しない場合があります。

(3) 産業

① 産業別就業人口

本圏域における産業就業人口を表2-3-4に示します。

本圏域の産業別人口の比率は、第1次産業人口3.5%、第2次産業人口32.9%、第3次産業人口63.6%であり、第3次産業人口が過半数を占めています。平成27年と比較すると、令和2年ではすべての産業において、就業人口が減少しています。

表2-3-4 産業別就業人口の推移

単位：人（%）

		第1次産業	第2次産業	第3次産業
秩父市	平成27年	818 (2.8)	9,437 (31.8)	19,402 (65.4)
	令和2年	779 (2.8)	8,948 (32.2)	18,062 (65.0)
横瀬町	平成27年	149 (3.7)	1,336 (33.1)	2,547 (63.2)
	令和2年	140 (3.7)	1,245 (32.6)	2,432 (63.7)
皆野町	平成27年	188 (4.0)	1,569 (33.0)	3,002 (63.1)
	令和2年	176 (4.0)	1,429 (32.7)	2,764 (63.3)
長瀨町	平成27年	116 (3.2)	1,158 (32.3)	2,314 (64.5)
	令和2年	122 (3.9)	981 (31.1)	2,047 (65.0)
小鹿野町	平成27年	386 (6.4)	2,311 (38.6)	3,294 (55.0)
	令和2年	334 (6.1)	2,072 (38.0)	3,051 (55.9)
圏域合計	平成27年	1,657 (3.5)	15,811 (32.9)	30,559 (63.6)
	令和2年	1,551 (3.5)	14,675 (32.9)	28,356 (63.6)

資料：総務省統計局「国勢調査報告」両年10月1日現在

② 農業

本圏域における専兼業別農家数及び経営耕地面積を表2-3-5に示します。
 総農家数の約8割が自給的農家であり、経営耕作地の約6割を畑（樹園地を除く）が占めています。

表2-3-5 農家数、経営耕地面積

	農家数（戸）			経営耕地面積（ha）			
	総農家数	自給的農家数	販売農家数	田	畑（樹園地を除く）	樹園地	計
秩父市	1,419	1,132	287	72	191	42	846
横瀬町	223	165	58	9	22	9	132
皆野町	370	309	61	1	22	10	127
長瀨町	285	245	40	1	16	5	81
小鹿野町	588	474	114	14	48	13	262
圏域合計	2,885	2,325	560	97	299	79	475

資料：2020年「農林業サンセス」（令和2年2月1日現在）

③ 工業

本圏域における事業所数、従業者数、製造品出荷額等を表2-3-6に示します。過去10年間で事業所数は約27%減少しています。

表2-3-6 事業所数、従業者数、製造品出荷額等

	事業所数(件)	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
秩父市	143	5,240	12,576,199
横瀬町	21	610	2,974,242
皆野町	22	494	691,395
長瀬町	20	509	808,892
小鹿野町	38	1,445	2,309,718
圏域合計	244	8,298	19,360,446
【参考】 平成24年工業統計調査	333	9,428	19,955,060

資料：経済産業省「令和3年度経済センサス」（令和3年6月1日現在）

④ 商業

本圏域における商店数、従業者数、年間販売額を表2-3-7に示します。過去10年間で事業所数は約1割減少しています。

表2-3-7 商店数、従業者数及び年間販売額

	卸売・小売業		
	事業所数	従業者数(人)	年間販売額(百万円)
秩父市	606	4,175	77,035
横瀬町	40	346	3,972
皆野町	109	669	9,429
長瀬町	65	253	3,986
小鹿野町	100	493	7,075
圏域合計	920	5,936	101,497
【参考】 平成24年商業統計調査	1,058	6,261	103,859

資料：経済産業省「令和3年度経済センサス」（令和3年6月1日現在）

⑤ 観光

本圏域における観光入込客数を表2-3-8に示します。

本圏域への観光客数は、令和5年中では、年間961万人となっています。

表2-3-8 観光入込客数（秩父広域圏）

単位：人

	観光地点	イベント	合計
平成31年	8,159,238	1,701,644	9,860,882
令和2年	6,332,541	455,612	6,788,153
令和3年	6,654,300	746,539	7,400,839
令和4年	7,549,494	1,354,764	8,904,258
令和5年	8,033,968	1,573,254	9,607,222
秩父市	3,999,131	1,023,028	5,022,159
横瀬町	648,535	73,895	722,430
皆野町	426,492	38,754	465,246
長瀬町	2,675,663	381,649	3,057,312
小鹿野町	284,147	55,928	340,075

資料：（暦年）入込観光客「推計」調査（埼玉県）

※「観光地点」は当該市町内にある観光施設、「イベント」は祭りなどのイベントの入込客数を合計したものです。

4. 組合の概要

(1) 組合の概要

組合の概要を表 2-3-9 に示します。

表 2-3-9 組合の概要

名称	秩父広域市町村圏組合
所在地	埼玉県秩父市栃谷 1 4 7 7 番地
設立年月日	昭和 45 年 4 月 1 日
構成市町	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
共同処理する事務	1 ごみの収集及び処理に関すること。 2 し尿の収集及び処理に関すること。 3 火葬場、葬祭施設、霊柩車の設置及び維持管理に関すること。 4 消防に関すること。 5 結核予防にかかるエックス線検査に関すること。 6 循環器検査に関すること。 7 救急医療施設に関すること。 8 介護認定審査会の設置及び運営に関すること。 9 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 11 年埼玉県条例第 61 号）により、構成市町が処理することとされた事務のうち、次に掲げるもの。 ア 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）及び火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）に基づく事務 イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和 43 年政令第 14 号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）に基づく事務 ウ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）に基づく事務 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運用に関すること。 11 水道事業の経営に関すること。

(2) 清掃事業の変遷

組合における清掃事業の変遷を表2-3-10に示します。

表2-3-10 清掃事業の変遷

昭和45年4月	埼玉県知事より秩父広域市町村圏組合の設置認可、組合が発足
昭和45年9月	ごみの収集・処理業務開始
昭和47年3月	ごみの最終処分埋立地(26,535㎡)を買収、不燃ごみ等の埋立を開始
昭和48年3月	ごみの最終処分埋立地へ粗大ごみ破砕機新設工事竣工 「秩父環境衛生センター」と名称
昭和50年9月	市内可燃ごみ収集を委託(委託分80%)
昭和54年4月	秩父市内全域地区の可燃・不燃ごみ収集を、袋収集に変更
昭和56年3月	秩父クリーンセンター(旧施設)建設工事竣工
昭和56年4月	ごみの収集方法を全地区袋収集に切り替え
昭和56年7月	秩父クリーンセンター(旧施設)稼働開始
昭和59年1月	廃乾電池の分別収集を開始
昭和60年4月	ごみの収集業務を全面委託
昭和61年3月	秩父環境衛生センター地内へ秩父リサイクルセンター(有価物選別場) 竣工
平成2年2月	一般廃棄物最終処分場拡張工事竣工
平成4年10月	資源ごみ「紙・布類」の分別収集を開始
平成6年7月	有料指定ごみ袋検討委員会を設置
平成8年1月	資源ごみ「カン・ビン類」の分別収集を開始
平成8年7月	有料指定ごみ袋による収集を本格実施
平成9年7月	秩父クリーンセンター更新整備に伴う処理施設(現施設)建設工事竣工
平成12年6月	資源ごみのカン・ビン収集回数を月1回から月2回に、不燃ごみの収集 回数を月2回から月1回に変更
平成13年4月	家電リサイクル法対象品目の受入開始

平成 15 年 4 月	可燃ごみの祝日収集開始
平成 15 年 4 月	廃蛍光管の分別収集を開始
平成 17 年 4 月	秩父環境衛生センター最終処分場埋立期間延長（15 年）
平成 17 年 4 月	施設への持ち込みごみのうち、新聞紙・雑誌・ダンボール・布類の資源化開始
平成 18 年 4 月	資源ごみ「ペットボトル」の分別収集を開始
平成 18 年 4 月	資源ごみ「カン・ビン」の祝日収集開始
平成 21 年 6 月	携帯電話リサイクル開始
平成 22 年 4 月	家電リサイクル法対象品目の受入中止
平成 23 年 4 月	震災に伴う臨時指定ごみ袋の製作（可燃・不燃中型）及び販売
平成 23 年 4 月	有料指定ごみ袋の価格引き下げ（小型 15 円、中型 20 円、大型 35 円）
平成 23 年 12 月	秩父クリーンセンター長寿命化計画を策定
平成 24 年 7 月	家電リサイクル法対象品目の受入再開
平成 26 年 4 月	小型家電製品無料収集の開始
平成 26 年 7 月	秩父クリーンセンター蒸気タービン発電設備運転開始
平成 26 年 11 月	秩父クリーンセンター発電設備による余剰電力の売払開始
平成 27 年 3 月	秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事竣工
平成 30 年 6 月	羽毛布団の資源化開始
令和元年 7 月 ～9 月	組合一般廃棄物処理手数料等適正化検討委員会を設置・開催 （令和 2 年 4 月 1 日より手数料額を改正）
令和 2 年 4 月	秩父環境衛生センター最終処分場埋立期間延長（15 年間）
令和 5 年 4 月	秩父広域市町村圏組合事業に係る情報の緊急放送に関する協定を締結
令和 6 年 4 月	小型充電式電池無料収集の開始
令和 7 年 8 月	ごみ分別アプリの配信を開始